

個人番号（マイナンバー）が確認できる書類について

■個人番号が確認できる次の書類のいずれかのコピーを提出してください

- ・個人番号カード
(プラスチック製のICチップ付きカードで、希望者のみに付与されるもの。)
 - ※ 個人番号が記載されているカード裏面(顔写真がない面)のコピーを提出してください。
- ・個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書
 - ※ 住民票等は切り取らず、そのままのコピーを提出してください。

上記の個人番号が確認できるもののコピー(以下、個人番号確認書類という。)を「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼り付けて、提出してください。

■親権者全員(※)の個人番号確認書類をご提出ください

- ・親権者が2名の場合、2名分の個人番号確認書類が必要となります。
 - ※ 親権者がいない場合は、別添リーフレット「高等学校等就学支援金制度」の「誰の収入状況の登録が必要か?」フロー図を参照してください。

■控除対象配偶者であっても、個人番号確認書類を提出してください

- ・親権者のどちらか1人が控除対象配偶者であっても、個人番号確認書類の提出が必要となります。

■個人番号確認書類を提出する際、身元確認書類が必要な場合があります。

【郵送で学校に個人番号確認書類を提出する場合】

個人番号を提出する方全員の身元確認書類のコピーを同封して提出してください。

【保護者等が(生徒を通さず)個人番号確認書類を学校に持参する場合】

持参した保護者の身元確認書類を、学校担当者に提示してください。

「身元確認書類」…運転免許証・パスポート・個人番号カードの表面等、顔写真付きの身分証明書。

※生徒本人が、学校に保護者等の個人番号確認書類を提出する場合は、身元確認書類は不要です。

■別途証明書が必要になる場合があります

- ・未申告等のため、個人番号により税情報の確認ができなかった場合は、申告を行っていただくか、別途税情報が分かる証明書(課税証明書・生活保護受給証明書等)を提出していただく等、改めて手続きが必要となります。その際は、学校を通して県から御連絡いたします。